

「指定障がい者支援施設 南東北さくら館 サービス利用契約」重要事項説明書

社会福祉法人南東北福祉事業団
(障がい者支援施設 南東北さくら館)
当施設は郡山市の指定を受けています。
(郡山市指定 第 0710300849 号)

当事業所では、利用者へ「生活介護」ならびに「施設入所支援」を提供します。
当サービスの利用は、原則として介護給付または訓練等給付等の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における自立支援給付の支給決定を受けた方が対象となります。

本重要事項説明書は、当施設とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

◆◆目次◆◆

1.	施設経営法人	2
2.	利用施設	2
3.	事業の実施地域	3
4.	営業日及び営業時間	3
5.	居室の概要	3
6.	職員の配置状況	4
7.	当施設が提供するサービスと利用料金	7
8.	利用者が入院等された場合の対応について	20
9.	身元引受人	22
10.	利用者の記録や情報の管理、開示について	22
11.	苦情の受付について	22
12.	緊急時における対応方法	23
13.	非常災害対策	24
14.	事故発生時の対応	24
15.	身体拘束の禁止	24
16.	虐待の防止のための措置	24
17.	ハラスメント防止のための措置	25
18.	業務改善計画の策定等	25
19.	感染症予防及びまん延防止のための措置	25
20.	合意裁判管轄について	25

1. サービスを提供する事業者

名称	社会福祉法人 南東北福祉事業団
所在地	福島県郡山市日和田町梅沢字丹波山3-2
電話番号	024-968-1010
代表者氏名	理事長 渡邊 貞義
設立年月日	平成9年10月7日

2. 利用施設

施設の種類	指定施設・令和3年4月1日 郡山市指定 第0710300849号	
施設の名称	障がい者支援施設 南東北さくら館	
	生活介護	施設入所支援
主たる対象者	身体障害者	身体障害者
施設の所在地	福島県郡山市日和田町梅沢字丹波山3-2	
電話番号	024-968-1010	
施設長（管理者）	石部 英宣	石部 英宣
サービス管理責任者	増子 安子 荒川 和裕	増子 安子 荒川 和裕
施設の運営方針について	<p>1 施設は、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、利用者に対して障害福祉サービスの提供に努める。</p> <p>2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って施設障害福祉サービスを提供するよう努める。</p> <p>3 施設は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市区町村、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。</p>	<p>1 施設は、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、利用者に対して障害福祉サービスの提供に努める。</p> <p>2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って施設障害福祉サービスを提供するよう努める。</p> <p>3 施設は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市区町村、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。</p>
開設年月日	平成11年4月1日	平成11年4月1日
定員	53人	50人
法人が行っている他の事業	指定短期入所事業所 平成28年4月1日 郡山市 0710300823号 指定生活介護事業所 平成30年10月1日 郡山市 0710300369号 介護保険事業（施設、在宅）	
第三者評価の実施状況	無	

*日中の利用（生活介護）と、夜間の利用（施設入所支援）は、同一事業所に限定されません。利用者が、相談支援事業者や市区町村等に相談をし、日中と夜間のサービスをそれぞれ別の事業者で利用することも可能です。

3. 事業の実施地域（生活介護のみを利用する場合）

郡山市全域（湖南町を除く）・三春町

4. 営業日及び営業時間（生活介護のみを利用する場合）

(1) 営業日

月曜日から土曜日

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時まで

5. 居室の概要

(1) 居室の概要

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	50室	設備：洗面台、トイレ、クローゼット、床頭台、エアコン
合計	50室	

*利用者の心身の状況や居室の空き状況により居室を決定するため、ご希望に沿えない場合もございます。退所の際は、居室の状況に応じてクリーニング代をいただく場合がございます。

(2) 居室以外の施設設備の概要

施設設備の種類	障害者支援施設	備考
医務室	1室	
浴室	4室	大浴場1室、個浴3室
デイルーム	4ヶ所	
機能訓練室	1室	
静養室	1室	
相談室	1室	
消火その他災害対応		

*当事業所では、居室以外に上記の施設・設備をご利用いただくことができます。これらは、厚生労働省が定める基準により、「生活介護」（※指定障害福祉サービス名を記載）ならびに「施設入所支援」のサービス提供において設置が義務づけられている施設・設備です。利用については、利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

(3) 居室の変更（生活介護・施設入所支援を利用する場合）

利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況等により事業所がその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

(4) 施設・設備ご利用上の注意事項

当事業所において、居室その他の施設・設備をご利用いただくにあたって以下の点にご注意ください。

- ①気分が悪くなったときは、すみやかに申し出てください。
- ②生活の規則は日課表のルールを守り、他の利用者の迷惑にならないようにしてください。また、サービス従事者及び他の利用者等に対する暴力・暴言・セクシャルハラスメント等の著しい不信行為もしないようしてください。
- ③他の事業所と共有している設備は、他の利用者の迷惑にならないように利用してください。
- ④施設・設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者、身元引受人及び連帯保証人等に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただくことがあります。
- ⑤施設内外を問わず、サービス利用中は禁煙です。喫煙をした場合には、契約を解除いたします。

6. 職員の配置状況

従業者の配置については、厚生労働省の定める指定基準を遵守しています。

当事業所では、利用者に対して「生活介護」と「施設入所支援」を提供する者として、下記の職種の従業者を配置しています。

【障がい者支援施設 南東北さくら館（生活介護）】

職 種 及 び 職 務 内 容	常 勤	非常勤	指定基準
1. 施設長（管理者） 常勤にてもっぱら施設の業務に従事し、施設職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。	1名		1名
2. サービス管理責任者 施設障害福祉サービス計画の作成業務のほか、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行います。	1名 以上		1名
3. 生活支援員（介護職員） 利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。	26名 以上		15名
4. 看護職員（看護師、准看護師） 主に利用者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。	5名 以上		3名
5. 理学療法士 利用者の生活の質・動作・身体能力の維持向上に向け支援を行います。	1名		1名
6. 管理栄養士 利用者の栄養管理や献立作成を行います。	1名		1名
7. 生活相談員（社会福祉士） 施設の利用申し込みに係る調整、利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。	1名 以上		

8. 医師 利用者の健康診断、健康管理及び療養上の指導を行います。		1名	
--------------------------------------	--	----	--

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：4週6休、週37.5時間）で除した数です。

（例）週7.5時間勤務の職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（7.5時間×5名÷37.5時間＝0.95名≒1名）となります。

《その他、専門的な支援等に係る従業者の配置状況》

職 種	
1. 生活支援員等の直接サービス提供に関わる職員 （生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士等）	<p>① 当事業所では、上記のとおり指定基準上求められる職員の配置を上回る、職員体制（1.7：1）でより質の高いサービス提供に努めております。</p> <p>②-1 当事業所では、「生活支援員」として常勤で配置している職員のうち、10人以上が社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士であり、専門的なサービス提供に努めております。</p> <p>②-2 当事業所では、一定の現場経験年数を有する職員を配置する等、質の高いサービス提供に努めております。</p>
2. 理学療法士（作業療法士、言語聴覚士、医師（個別的な機能訓練を実施する医師））	当事業所では、理学療法士等1人により利用者ごとの希望や必要に応じて作成する計画に基づいた個別的なリハビリテーションを提供しております。

【障がい者支援施設 南東北さくら館（施設入所支援）】

職 種 及 び 職 務 内 容	常 勤	非常勤	指定基準
1. 施設長（管理者） 常勤にてもっぱら施設の業務に従事し、施設職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行ないます。	1名	名	1名
2. サービス管理責任者 施設障害福祉サービス計画の作成業務のほか、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行います。	1名 以上		1名
3. 生活支援員（介護職員） 利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。	26名 以上		14名
4. 看護職員（看護師、准看護師） 主に利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。	5名 以上		3名
5. 理学療法士 利用者の生活の質・動作・身体能力の維持向上に向け支援を行います。	1名		1名
6. 管理栄養士 利用者の栄養管理や献立作成を行います。	1名		1名

7. 生活相談員（社会福祉士） 施設の利用申し込みに係る調整、利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。	1名 以上		
8. 医師 利用者の健康診断、健康管理及び療養上の指導を行います。		1名	

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：4週6休、週37.5時間）で除した数です。

（例）週7.5時間勤務の職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（7.5時間×5名÷37.5時間＝0.95名≒1名）となります。

《その他、専門的な支援等に係る従業者の配置状況》

職 種	
1. 生活支援員（夜勤職員）	当事業所では、指定基準上求められる職員の配置を上回る、夜勤職員3人の体制でより安心・安全な夜間のサービス提供に努めております。
2. 看護職員（夜勤看護師）	当事業所では、医療的なケアを必要とする利用者に対し、夜間（日中活動時間帯以外）においても適切な医療的なケアを行うため看護職員による夜間の看護を提供しております。
3. 管理栄養士・栄養士	<p>（1）当事業所では、利用者の日常生活状況や嗜好等を伺い、管理栄養士による栄養管理等を実施し安心・安全な食事提供に努めています。</p> <p>（2）療養食の提供 利用者の状況にあわせ、医師等の指示等に基づき「療養食（糖尿病食や腎臓病食等）」の提供を行うことができます。</p> <p>（3）栄養ケア計画に基づく食事の提供 個別の栄養ケア計画に基づく利用者個々の状況に応じた食事について、看護職員、その他の職員と連携した提供に努めています。</p> <p>（4）経口での食事の摂取の維持等 経管による食事から経口での食事への移行や誤嚥がある場合の経口での食事の継続のためのサービスの提供を行い、利用者の摂食機能障害の改善や摂食機能の維持に努めております。</p>
4. 社会福祉士・精神保健福祉士	当事業所では、施設の利用申し込みに係る調整、利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

<<主な職種の勤務体制（標準的な時間帯における最低配置人員）>>

職種	生活介護	施設入所支援
	日中（8：30～17：00）	夜間（17：00～8：30）
1. 生活支援員（介護職員）	<介護職員> 早番： 7：30～16：00 3名以上 遅番：10：30～19：00 3名以上 夜勤：16：30～ 9：00 3名	<介護職員> 3名
2. 看護職員（看護師、准看護師）	日勤： 8：30～17：00 1名以上	1名
3. 理学療法士	1名	
4. 管理栄養士	1名	
5. 生活相談員	1名以上	
6. 医師	週1回	

☆土日祝日は上記と異なります。

7. 当事業所が提供するサービスと利用料金（契約書第4条、第5条参照）

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 介護給付費から給付されるサービス
(2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただくサービス〔(1)以外のサービス〕 |
|---|

があります。

(1) 当施設が提供するサービスと利用料金

以下のサービスについては、**食費・光熱水費を除き、サービス利用料金全体のうち一部が介護給付費等の給付対象となります。**施設が介護給付費等の給付を市区町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者は、利用者負担分として、**所得金額に応じてサービス利用料金全体の一部の額を施設にお支払いいただきます。**

なお、ご負担いただく金額については、**市区町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載されています。**

○ 所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

①サービスの概要

すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。この「個別支援計画」は、利用者の自立生活を支援し、さまざまな課題の解決を目的として作成し、利用者の同意をいただくものです。

なお、「個別支援計画」の写しは、利用者、身元引受人及び連帯保証人等に交付いたします。

障害者支援施設におけるサービス提供の内容（「生活介護」ならびに「施設入所支援」）

i 「介護」—適切な技術をもって、利用者の心身の状況に応じて自立支援／日常生活支援の充実のための介護等を提供します。

- ・・・排泄の自立に必要な援助や、おむつの交換を行います。
- ・・・離床、着替え、整容その他日常生活上必要な支援を適切に行います。
- ・・・週2回以上の入浴または清拭を行います。（生活介護・施設入所支援を利用する場合）
*利用者の身体の状況と希望等を伺った上、出来る限り自立して清潔保持が可能となるよう目指し、入浴が困難な場合には清拭を行うなど適切な方法で実施します。

ii 「食事の提供」

- ・・・利用者の心身の状況や嗜好を考慮し、年齢と障害の特性に応じた栄養及び内容の食事を、適切な時間に提供します。当事業所の食事時間は次のとおりです。
朝食（7：30～）、昼食（12：00～）、夕食（18：00～）

iii 「健康管理」

- ・・・常に利用者の健康状況に注意し、医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
服薬管理は、当施設の看護職員と相談の上、行います。

○嘱託医師による診察・治療（生活介護・施設入所支援を利用する場合）

診察日：毎週1回

*利用者が、専門医師等の診断・治療を要することになった場合には、下記の協力医療機関において受診・治療を受けることができます。（診察費ならびに送迎に係る費用を、一部ご負担いただく場合がございます。）

医療機関の名称	一般財団法人 脳神経疾患研究所 附属 総合南東北病院
所在地	郡山市八山田7丁目115番地
診療科	脳神経外科・神経内科・外科・内科・整形外科等
医療機関の名称	一般財団法人 脳神経疾患研究所 附属 南東北医療クリニック
所在地	郡山市八山田7丁目161番地
診療科	脳神経外科・神経内科・外科・内科・整形外科・歯科等
医療機関の名称	一般財団法人 脳神経疾患研究所 附属 南東北眼科クリニック
所在地	郡山市八山田7丁目166番地
診療科	眼科

*利用者の病状急変等の緊急時は、速やかに医療機関への連絡等を行います。

iv 「相談及び援助」

- ・・・当施設では、常に利用者の心身の状況や、生活環境等の的確な把握に努めます。
また、利用者、身元引受人及び連帯保証人等に対し、適切な相談対応、助言、援助等を行い、常に連携を図ります。

v 「個別的なりハビリテーション」(生活介護・施設入所支援を利用する場合)

- ・・・『6. 従業者の配置状況・《その他、専門的な支援等に係る従業者の配置状況》』に記載のとおり、〔理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師〕により利用者ごとの希望や必要に応じて作成する計画に基づいた個別的なりハビリテーションを下記の曜日(時間帯)において提供しております。

実施時間帯は次のとおりです。

なお、利用者ごとの実施時間帯等は個別にご相談いたします。

実施曜日及び時間帯：月曜日～土曜日：8：30～17：00

vi 「土日等の日中支援」(生活介護・施設入所支援を利用する場合)

- ・・・土日などの生活介護が提供されない日等(当事業所の施設入所支援のみ利用される日)の日中においても、個別支援計画に従って適切なサービスを提供いたします。

②サービス利用料金概算(1日あたり)

～生活介護・施設入所支援を利用する場合～

ご負担いただく金額については、市区町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された金額の範囲内の額、及び食費、光熱水費といたします。

連帯保証人は、利用者と連帯して本契約から生じる利用者の債務を負担するものとし、連帯保証人の負担は、極度額 250,000 円とします。

1. ご契約者の障害支援区分とサービス利用料金概算	区分3 12,130 円	区分4 13,230 円	区分5 16,360 円	区分6 19,770 円
内訳				
① 障害支援区分に応じた利用料 (生活介護+施設入所支援)	7,380 円 (5,490 円+ 1,890 円)	8,480 円 (6,080 円+ 2,400 円)	11,610 円 (8,580 円+ 3,030 円)	15,020 円 (11,400 円+ 3,620 円)
②専門的な支援に係る利用料金概算 ※加算分 (生活介護+施設入所支援)	4,750 円 (2,870 円+1,880 円)			
2. 食事に係る自己負担額	1,450 円			
3. 光熱水費に係る自己負担額	330 円			

*別途、1の金額に生活介護 10.1%、施設入所支援 15.9%相当の「福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ」が加わります。

◎生活介護における加算

- 直接処遇職員を、常勤換算方法で前年度の利用者の数の平均値を 1.7 で除して得た数以上配置している生活介護事業所において指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、人員配置体制加算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

人員配置体制加算（Ⅰ）	2,120 円（1 日あたり）
-------------	-----------------

- 生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士または公認心理師である従業者の割合が 100 分の 35 以上である場合、福祉専門職配置加算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	150 円（1 日あたり）
----------------	---------------

- 生活支援員として配置されている従業者の総数のうち、常勤で配置されている従業者の割合が 100 分の 75 以上であること、又は生活支援員として配置されている従業者のうち、3 年以上従事している従業者の割合が 100 分の 30 以上である場合、福祉専門職配置加算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	60 円（1 日あたり）
----------------	--------------

- 医療的ケアが必要なものに対する体制を整備するため、利用定員に応じ所定単位数に常勤換算で算定した看護職員の数を乗じて得た単位数を算定し、常勤看護職員等配置加算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

【判定スコア表】

- ① 人工呼吸器、②気管切開の管理、③鼻咽頭エアウェイの管理、④酸素療法、⑤吸引（口鼻腔又は気管内吸引の限る）、⑥ネブライザーの管理、⑦経管栄養、⑧中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧治療薬、麻薬等）、⑨皮下注射⑩血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む）、⑪継続的な透析（血液透析、腹膜透析等）、⑫導尿、⑬排便管理、⑭痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置

常勤看護職員等配置加算	110 円×常勤換算での看護職員数（1 日あたり）
-------------	---------------------------

- ★生活介護を行った場合に、利用を開始した日から起算して 30 日以内の期間について、初期加算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

初期加算	300 円（1 日あたり）
------	---------------

- ★医師の指示のもと、理学療法士等がリハビリテーション計画を作成、実施及び評価を行った場合、リハビリテーション加算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

リハビリテーション加算（Ⅰ）	480 円（1 日あたり） 頸髄損傷による四肢麻痺等の状態にある者
リハビリテーション加算（Ⅱ）	200 円（1 日あたり）

★指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合、①体験的な利用支援の利用日において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合、または、②障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合、利用者の状況、支援の内容等を記録した場合に、障害福祉サービス体験利用支援加算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）	5,000 円（1 日あたり） 初日から 5 日目まで
障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）	2,500 円（1 日あたり） 6 日目から 15 日目まで

★医療的ケアが必要な者又は重症心身障害者に対して、入浴に係る支援を提供した場合、入浴支援加算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

入浴支援加算	800 円（1 日あたり）
--------	---------------

★医療的ケアが必要な者であって喀痰吸引等が必要な者に対して、喀痰吸引等を実施する者として登録した事業所において、喀痰吸引等の実施のために必要な知識・技能を修得するための研修を修了した職員が喀痰吸引を行った場合に、喀痰吸引等実施加算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

喀痰吸引等実施加算	300 円（1 日あたり）
-----------	---------------

★利用開始及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、利用者の栄養状態に関する情報を、利用者を担当する相談支援専門員に提供した場合、栄養スクリーニング加算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

栄養スクリーニング加算	50 円（1 月あたり）
-------------	--------------

★下記に掲げるいずれの基準にも適合する場合に、低栄養又は過栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して利用者の栄養状態の改善等を目的として、個別に実施されるよう食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合は、栄養改善加算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

- (1) 当該事業所の従事者として管理栄養士を 1 名以上配置します。
- (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を策定します。
- (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて利用者の居宅に訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録します。
- (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価します。

栄養改善加算	2,000 円（1 月あたり）
--------	-----------------

◎施設入所支援における加算

- 施設入所支援の生活支援員の員数が3名以上である施設において指定施設入所支援等の提供を行った場合に、夜勤職員配置体制加算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

夜勤職員配置体制加算	480円（1日あたり）
------------	-------------

- 夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、利用者に対して指定施設入所支援等を提供する時間をとおして、生活支援員に替えて看護職員を1以上配置した場合に、夜間看護体制加算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

夜間看護体制加算	600円（1日あたり）
----------	-------------

- 特別な医療が必要とされる利用者が利用者数の合計の100分の20以上であり、指定障害者支援施設基準に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で看護職員又は生活支援員を1人以上配置している施設において指定施設入所支援等を提供した場合、重度障害者支援加算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

重度障害者支援加算Ⅰ	280円（1日あたり）
------------	-------------

- 重度障害者支援加算Ⅰが算定されている施設で、区分6に該当し、かつ、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者が2人以上利用している施設において指定施設入所支援等を提供した場合、さらに下記の金額の一部をお支払いいただきます。

	220円（1日あたり）
--	-------------

- ★新たに入所された場合、入所した日から起算して30日以内の期間について、入所時特別支援加算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

入所時特別支援加算	300円（1日あたり）
-----------	-------------

- ★入所期間が1月を超えると見込まれる利用者の退所に先立って、施設従業員のうちいずれかの職種の者が、利用者、身元引受人及び連帯保証人等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービスまたは福祉サービスについて相談援助および連絡調整を行った場合に、入所中2回を限度として、また、退所後30日以内に利用者の居宅を訪問し、利用者、身元引受人及び連帯保証人等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として、地域移行加算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

地域移行加算	5,000円（1回あたり）
--------	---------------

- ★入所者に対して、通所サービスまたはグループホームの見学や食事体験等を行うなど、地域生活への意向に向けた支援を実施した場合、地域移行促進加算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

地域移行促進加算(Ⅱ)	600円（1月あたり3回まで）
-------------	-----------------

★地域生活移行個別支援特別加算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

<p>地域生活移行個別支援特別加算（Ⅰ）</p>	<p>120円（1日あたり）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ①社会福祉士、②精神保健福祉士のいずれかの資格を有する職員を、生活支援員に加え、1人以上配置していること 2 精神科を担当する医師（嘱託でも可）による定期的な指導が一月に2回以上行われていること 3 医療観察法に基づく通院中のもの及び刑務所から出所した障害者等の支援に関する研修を年1回以上行っていること 4 保護観察所、指定医療機関、精神保健福祉センター等の関係機関との協力体制が整っていること
<p>地域生活移行個別支援特別加算（Ⅱ）</p>	<p>3,060円（1日あたり）</p> <p>別に厚生労働大臣に定める者（※）に対して、指定施設入所支援等を行った場合に、3年以内の期間（ただし、医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合は、当該院長期間を限度とする）において適用</p> <p>※心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年7月16日法律第110号）第42条第1項第2号に基づく入院によらない医療を受けさせる旨の決定があった日から起算して3年を経過していない者、刑務所からの出所に伴い障害者等の地域生活の定着支援を目的とした機関からの受入依頼を受けた者であって3年を経過していない者又はこれに準ずる者</p>

・常勤の管理栄養士を配置し、栄養ケア計画を作成して栄養管理を行っている場合、栄養ケアマネジメント加算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

<p>栄養マネジメント加算</p>	<p>120円（1日あたり）</p>
-------------------	--------------------

★医師の指示のもと、管理栄養士等が、経管により食事を摂取している利用者ごとに経口移行計画を作成し、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合、計画が作成された日から180日以内の期間に限り、経口移行加算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

<p>経口移行加算</p>	<p>280円（1日あたり）</p>
---------------	--------------------

★医師または歯科医師の指示にもとづき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して食事の観察及び会議等を行い、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる利用者ごとに、管理栄養士等が摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成し、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合、計画が作成された日の属する月から起算して6ヶ月以内の期間に限り、経口維持加算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

<p>経口維持加算（Ⅰ）</p>	<p>4,000円（1月あたり）</p> <p>経口により食事を摂取する者であって、著しい摂食機能障害を有し、造影または内視鏡検査により誤嚥が認められるものを対象としていること</p>
------------------	--

経口維持加算（Ⅱ）	1,000 円（1 月あたり） 経口維持加算（Ⅰ）の要件を満たし、食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士または言語聴覚士のいずれか 1 名が加わること
-----------	---

- 歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言を月 1 回以上行った場合に、口腔衛生管理体制加算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

口腔衛生管理体制加算	300 円（1 月あたり）
------------	---------------

- ★下記に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、口腔衛生管理加算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

- （1）歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、利用者に対し、口腔ケアを月 2 回以上行います。
- （2）歯科衛生士が、（1）における利用者に係る口腔ケアについて、従業者に対し、具体的な技術的助言及び指導を行います。
- （3）歯科衛生士が、（1）における利用者の口腔に関する従業者からの相談等に必要に応じ対応します。

口腔衛生管理加算	900 円（1 月あたり）
----------	---------------

- ★管理栄養士が、別に厚生労働大臣が定める療養食（※参照）を提供したときは、療養食加算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

療養食加算	230 円（1 日あたり）
-------	---------------

※別に厚生労働大臣が定める療養食 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、脂質異常症食、通風食及び特別な場合の検査食	
--	--

- ★指定障害者支援施設等に入所する者に対し、通院に係る支援を実施した場合、1 月に 2 回を限度とし、送迎支援加算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

通院支援加算	170 円（1 月あたり 2 回まで）
--------	---------------------

- 下記に掲げるいずれの基準にも適合する場合に、障害者支援施設等感染対策向上加算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

- （1）第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保します。
- （2）協力医療機関等との間で、感染症の発生時の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時に、協力医療機関等と連携し適切に対応します。
- （3）院内感染対策に関する研修又は訓練に 1 年に 1 回以上参加します。

障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	100 円（1 月あたり）
---------------------	---------------

届け出を行った医療機関から 3 年に 1 回以上実地指導を受けているものとして都道府県知事に届け出を行います。

障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	50 円（1 月あたり）
---------------------	--------------

・新興感染症等施設療養加算

入所者が厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保している施設において、当該入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定施設入所支援等を行った場合、新興感染症等施設療養加算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

新興感染症等施設療養加算	2,400 円（1 月あたり 5 日まで）
--------------	-----------------------

※★印：個別加算、その他は体制加算。

*施設入所支援を提供する利用者が、別の事業者の日中活動を利用する場合、昼食費は別の事業者へ直接支払っていただくこととなります。

〔利用者が入院等された場合の対応について〕

*利用者が、入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく 1 日あたりの利用料金は、下記の通りです。（重要事項説明書 6. 「利用者が入院等された場合の対応について」、契約書第 14 条、第 15 条参照）

内容	入院・外泊 1～8 日目	入院・外泊 9 日目以降
1. サービス利用料金	3,200 円の一部	本書 6. 参照 (入院時の支援)
2. 光熱水費	330 円	

〔サービス利用を取り消し（キャンセル）した場合の食費について〕（契約書第 16 条）

*利用者が、サービス利用を取り消し（キャンセル）する場合は、利用予定日の前日 17 時までに当事業所までお申し出ください。

*なお、サービス利用日の前日 17 時までに申出のない場合、キャンセル料をいただきます。

キャンセル料（食費の実費相当額）	1 日あたり	1,450 円
------------------	--------	---------

《利用者負担の減免について》

〔高額障害福祉サービス費について〕

障害者の場合は、障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額（介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。）の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます（償還払いの方法によります）。

〔食費等実費負担の軽減について〕

○ 施設入所支援における食費・光熱水費の実費負担に関する軽減措置

《施設入所支援を利用する場合》

入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、費用の基準額を 55,500 円として設定し、利用者負担額と食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に 25,000 円が残るように補足給付が行われます。

《20歳未満で施設入所支援を利用する場合》

20歳未満で入所施設を利用する場合、地域で子どもを養育する世帯と同様の負担（その他生活費 25,000 円を含めて低所得世帯、一般世帯（市区町村民税所得割 160,000 円未満世帯）で 50,000 円、一般世帯（市区町村民税所得割 100,000 円以上世帯）で 79,000 円）となるように補足給付が行われます。

（注）利用者負担を行うことにより、生活保護世帯の対象に該当する場合は、生活保護の対象とならない額まで定率負担の月額上限額や食費等実費負担額を引き下げます。

～生活介護のみを利用する場合～

ご負担いただく金額については、市区町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された金額の範囲内の額、及び食費といたします。

連帯保証人は、利用者と連帯して本契約から生じる利用者の債務を負担するものとし、連帯保証人の負担は、極度額 250,000 円とします。

<5時間以上6時間未満>

1. ご契約者の障害支援区分とサービス利用料金概算	区分2 5,970円	区分3 6,300円	区分4 10,550円	区分5 8,440円	区分6 10,410円
内訳 ① 障害支援区分に応じた利用料	3,100円	3,430円	3,840円	5,570円	7,540円
② 専門的な支援に係る利用料 ※加算分	2,870円				
2. 食事に係る自己負担額	670円				
3. 光熱水費に係る自己負担額	120円				

<4時間以上5時間未満>

1. ご契約者の障害支援区分とサービス利用料金	区分2 5,470円	区分3 5,810円	区分4 6,170円	区分5 7,640円	区分6 9,340円
内訳 ① 障害支援区分に応じた利用料	2,660円	2,940円	3,300円	4,770円	6,470円
② 専門的な支援に係る利用料 ※加算分	2,870円				
2. 食事に係る自己負担額	670円				
3. 光熱水費に係る自己負担額	120円				

*別途、1の金額に10.1%相当の「福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ」が加わります。

◎生活介護における加算

- 直接処遇職員を、常勤換算方法で前年度の利用者の数の平均値を 1.7 で除して得た数以上配置している生活介護事業所において指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、人員配置体制加算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

人員配置体制加算（Ⅰ）	2,120 円（1 日あたり）
-------------	-----------------

- 生活支援員として常勤で配置されている従事者のうち、社会福祉士、介護福祉士または精神保健福祉士である従業者の割合が 100 分の 35 以上である場合、福祉専門職配置加算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	150 円（1 日あたり）
----------------	---------------

- 生活支援員として配置されている従業者の総数のうち、常勤で配置されている従業者の割合が 100 分の 75 以上であること、又は生活支援員として配置されている従業者のうち、3 年以上従事している従業者の割合が 100 分の 30 以上である場合、福祉専門職配置加算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	60 円（1 日あたり）
----------------	--------------

- 医療的ケアが必要なものに対する体制を整備するため、利用定員に応じ所定単位数に常勤換算で算定した看護職員の数を乗じて得た単位数を算定し、常勤看護職員等配置加算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

【判定スコア表】

- ① 人工呼吸器、②気管切開の管理、③鼻咽頭エアウェイの管理、④酸素療法、⑤吸引（口鼻腔又は気管内吸引に限る）、⑥ネブライザーの管理、⑦経管栄養、⑧中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧治療薬、麻薬等）、⑨皮下注射⑩血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む）、⑪継続的な透析（血液透析、腹膜透析等）、⑫導尿、⑬排便管理、⑭痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置

常勤看護職員等配置加算	110 円×常勤換算での看護職員数（1 日あたり）
-------------	---------------------------

- ★生活介護を行った場合に、利用を開始した日から起算して 30 日以内の期間について、初期加算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

初期加算	300 円（1 日あたり）
------	---------------

- ★8 時間を超える利用がある場合に、延長支援加算として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

延長支援加算 延長時間が 1 時間未満	610 円（1 日あたり）
延長支援加算 延長時間が 1 時間以上	920 円（1 日あたり）

- ★居宅と指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき送迎加算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

送迎加算（Ⅱ）	100 円（片道あたり）
---------	--------------

- ★利用者負担額合計額の管理を行った場合、利用者負担上限額管理加算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

利用者負担上限額管理加算	1,500 円（1 月あたり）
--------------	-----------------

- ★継続して利用する利用者が連続して 5 日間利用しなかったときに、生活介護計画等に基づき、あらかじめ利用者の同意を得て、居宅を訪問して相談援助を行った場合に、1 月につき 2 回を限度として、訪問支援特別加算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

訪問支援特別加算 所要時間 1 時間未満	1,870 円（1 回あたり）
訪問支援特別加算 所要時間 1 時間以上	2,800 円（1 回あたり）

- ★医療的ケアが必要な者又は重症心身障害者に対して、入浴に係る支援を提供した場合、入浴支援加算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

入浴支援加算	800 円（1 日あたり）
--------	---------------

- ★医療的ケアが必要な者であって喀痰吸引等が必要な者に対して、喀痰吸引等を実施する者として登録した事業所において、喀痰吸引等の実施のために必要な知識・技能を修得するための研修を修了した職員が喀痰吸引を行った場合に、喀痰吸引等実施加算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

喀痰吸引等実施加算	300 円（1 日あたり）
-----------	---------------

- ★利用開始及び利用中 6 月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、利用者の栄養状態に関する情報を、利用者を担当する相談支援専門員に提供した場合、栄養スクリーニング加算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

栄養スクリーニング加算	50 円（1 月あたり）
-------------	--------------

★下記に掲げるいずれの基準にも適合する場合に、低栄養又は過栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して利用者の栄養状態の改善等を目的として、個別に実施されるよう食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合は、栄養改善加算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

- (1) 当該事業所の従事者として管理栄養士を1名以上配置します。
- (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を策定します。
- (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて利用者の居宅に訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録します。
- (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価します。

栄養改善加算	2,000 円（1月あたり）
--------	----------------

〔サービス利用を取り消し（キャンセル）した場合について〕（契約書第16条）

★あらかじめ利用を予定していた前々日・前日・当日に、急病等によりその利用を中止した場合において、利用者又は身元引受人及び連帯保証人等へ連絡調整その他の相談援助を行うとともに、利用者の状況等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、欠席時対応加算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

欠席時対応加算	940 円（1回あたり）
---------	--------------

なお、合わせて食事キャンセル料をいただきます。

食事キャンセル料（食費の食材料費相当額）	1日あたり	370 円
----------------------	-------	-------

*5回目以降のキャンセルについて

サービス利用日の前日17時までに申出のない場合、キャンセル料をいただきます。

キャンセル料	1日あたり	670 円
--------	-------	-------

内容	利用予定日前々日～当日 （1月4回まで）	1月5回目以降
欠席時対応加算	940 円の一部	670 円
食事キャンセル料	370 円	

*サービス利用の変更・追加は、その日の利用状況により利用者が希望する日及び時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業者を紹介するなど必要な調整を行います。

〔食費負担の軽減について〕

★低所得（生活保護、低所得1、低所得2）の場合、食費負担の軽減については以下のとおりとなります。

《食事提供体制加算に該当される方》

2. 食事に係る 自己負担額	昼食：370 円
-------------------	----------

*「2. 食事に係る自己負担額」は食事摂取した分のみお支払いとなります。

※★印：個別加算、その他は体制加算。

(2)(1) 以外のサービス

下記のサービスについては、介護給付費の給付対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、別途利用料金をお支払いいただきます。

～生活介護・施設入所支援を利用する場合～

- ①特別なサービスの提供とこれに伴う費用
- ②介護給付費から支給されない日常生活上の諸費用

1 回のご利用ごとに料金をお支払いいただくサービス

ご利用サービス	利用料金
1. 郡山市外の医療機関への入院等の交通費	10 円 / km
2. コピー代	白黒 10 円 / 枚 カラ-50 円 / 枚
3. 蓄尿袋	407 円 / 個

③預かり金管理

事業所において銀行預金口座のお預かり、口座からの預け入れ・払い出し、年金諸手続き、医療費還付に伴う諸手続き等（以下、預かり金管理という）を希望される方は、1ヶ月あたり1,500 円の預かり金管理料を事業所にお支払いいただきます。この場合、別途預かり金管理契約を締結していただき、これに従い管理を行います。

～生活介護のみを利用する場合～

- ①特別なサービスの提供とこれに伴う費用
- ②「創作活動」「レクリエーション」にかかる材料費などの諸費用（その都度、その内容の説明をいたします）

(3) 利用料金・費用のお支払い方法

～生活介護・施設入所支援を利用する場合～

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、翌月中旬頃ご請求します。請求額は毎月25日（金融機関休業日の場合は、その翌営業日）に指定の金融機関口座から自動引き落としさせていただきます。入所時や退所時など1ヶ月に満たない期間のサービスについては日割り計算にてご請求いたします。

～生活介護のみを利用する場合～

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、翌月中旬頃ご請求します。請求額は利用の翌々月1日（金融機関休業日の場合は、その翌営業日）に指定の金融機関口座から自動引き落としさせていただきます。

8. 利用者が入院等された場合の対応について（生活介護・施設入所支援を利用する場合）

当事業所を利用の期間において、医療機関への入院の必要が生じた場合、または外泊時の対応は、以下の通りです。（契約書第16条、17条参照）

また、この入院・外泊の期間中、利用者の同意をいただいて、当事業所が実施する短期入所等のサービスに活用することがございます。

（注）以下の、入院・外泊期間中の利用料金は、介護給付費等から給付される費用の一部をご負担いただくものです。なお、この期間中、当該居室を事業者が他のサービスに活用する場合は入院・外泊される利用者の同意を得るものとします。

①入院、外泊の場合

ア. 3ヶ月以内の入院・外泊について

入院日から3ヶ月以内の入院・外泊については、8日間について、所定の利用料金の一部をお支払いいただきます。(1日あたり3,200円) ※①

この際、施設の利用料・食費の請求はありませんが、光熱水費(330円)を上記料金と合わせてご負担いただきます。

ただし、入退院当日(外泊開始及び終了日)は、通常の利用料をご負担いただきます。

※① 定員規模により金額が異なります。 【入院・外泊時加算Ⅰ】

利用定員が60人以下	3,200円
------------	--------

イ. 入院・外泊時に一定の支援を希望される場合

10日を超えて入院・外泊をする場合に、利用者が一定の支援(1週間に1回以上入院先を訪問または身元引受人及び連帯保証人等との連絡調整等)を必要とし、その支援を行った場合には、82日に限り所定の利用料金の一部をお支払いいただきます。(1日あたり1,910円) ※②

※② 定員規模により金額が異なります。 【入院・外泊時加算Ⅱ】

利用定員が60人以下	1,910円
------------	--------

(例：入院期間4月22日～7月15日)

- 4月22日[入院]・・・・・・・・・・通常の利用料のご負担
- 4月23日～30日[8日間]・・・・・・・・入院・外泊時加算Ⅰ3,200円の一部、光熱水費330円)
- 5月1日～7月14日・・・・・・・・・・一定の支援を希望されない場合は、原則として、利用料のご負担はありません。
- 7月15日[入院の終了日]・・・・・・・・通常の利用料のご負担

3ヶ月を超えて入院・外泊をする場合に、利用者が一定の支援(1週間に1回以上入院先を訪問または身元引受人及び連帯保証人等との連絡調整等)を必要とし、その支援を行った場合には、所定の利用料金の一部をお支払いいただきます。 ※③

※③ 【入院時支援特別加算】 ※1ヶ月あたりの入院日数に応じて金額が異なります。

(1) 4日未満(訪問1回)	5,610円
(2) 4日以上(訪問2回)	11,220円

②退院後のご利用について

入院後、3ヶ月以内に退院された場合には、原則として、退院後再び入院前と同じサービスをご利用できます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院された場合等、退院時に当事業所の受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所の居室等をご利用いただく場合があります。

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当事業所を再び優先的に利用することはできません。

9. 身元引受人（契約書第10条）

身元引受人は、利用者の生活維持又は介護等に関する意見申述を行い、必要に応じて事業者と協議していただきます。また、利用者が死亡した場合の遺体及び遺留金品及び残置物の引き受けをしていただくとともに、利用者が本契約を解除された場合、利用者の身柄の引き取りについて協議します。

※身元引受人は連帯保証人を兼ねることができます。

10. 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第8条第9項）

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。

なお、記録の開示等について希望される場合は、所定の手続きをとっていただきます。

*当事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) 個別支援計画
- (2) サービス提供の具体的な内容
- (3) 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市区町村への通知事項
- (4) やむを得ず身体拘束等を行った場合の状況や緊急やむを得ない理由など
- (5) 利用者からの苦情の内容
- (6) 事故の状況及び事故に際しての対応

◆保存期間は、サービスを提供した日から5年以上です。

◆閲覧・複写ができる窓口業務時間は、毎週月曜日～土曜日 8：30～17：00です。

11. 苦情の受付について（契約書第21条）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 生活相談員 遠藤 英里

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 8：30～17：00

*個人情報の取り扱いに関する苦情についても、同様の窓口（個人情報相談窓口）で受け付けます。

○苦情解決責任者

氏名 石部 英宣 〔職名〕 施設長

○第三者委員

* 苦情解決における客観性と社会性を確保するとともに、苦情申出人に対する適切な支援を行うため、法人に第三者の立場に立つ第三者委員を設置しています。

名 前	住所・電話番号・FAX
渡部 弘一	郡山市安積町荒井字萬海24-4 ・ 024-945-5513
山田 京子	郡山市大槻町字原ノ町5-8 ・ 024-961-5422
石田 宏寿	郡山市開成三丁目13-14 ・ 024-932-3031

また、ご意見箱と対応のご報告を総合南東北福祉センター内に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

郡山市 保健福祉部 障がい福祉課	郡山市朝日一丁目23番7号 Tel 024-924-2381 Fax 024-933-2290
福島県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	福島市渡利字七社宮111番地 Tel・Fax 024-523-2943

12. 緊急時等における対応方法（契約書第8条第2項）

サービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医または協力医療機関への連絡、身元引受人及び連帯保証人等への連絡を行うなどの必要な措置を講じます。

身元引受人及び連帯保証人等の同意が必要な検査を行う場合、救急外来搬送の際や入院時・退院時等、担当医師からの病状説明がある場合は、身元引受人及び連帯保証人等に連絡し、病院へ行っていただくこととなりますので、ご了承ください。

①協力医療機関

医療機関の名称	一般財団法人 脳神経疾患研究所 附属 総合南東北病院
所在地	郡山市八山田七丁目115
連絡先	024-934-5322
連絡手段	事業所の看護職員が必要と判断した場合、医師に電話連絡をする
連携方法	受診・往診・電話
曜日・時間帯	月～土（日・祝日不可）、8：30～17：00（救急外来24時間）

②協力医療機関

医療機関の名称	一般財団法人 脳神経疾患研究所 附属 南東北医療クリニック
所在地	郡山市八山田七丁目161
連絡先	024-934-5432
連絡手段	事業所の看護職員が必要と判断した場合、医師に電話連絡をする
連携方法	受診・往診・電話
曜日・時間帯	月～土（日・祝日不可）、8：30～17：00

13. 非常災害対策（契約書第8条第1項）

非常災害に備えて必要な設備を設け、施設のおかれた状況により、火災・風水害・地震その他の災害時の態様に応じ、防災・避難に関する計画を作成します。

非常災害に備えて、年に2回は避難救出訓練を行い、2ヶ月に1回は防災設備訓練を行います。施設は、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

14. 事故発生時の対応（契約書第11条）

サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市区町村及び利用者の身元引受人及び連帯保証人等に連絡して必要な措置を講じます。また事故状況及び処置について記録します。

サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

損害賠償保険	「介護保険・社会福祉事業者総合保険」（あいおい損害保険株式会社）
--------	----------------------------------

15. 身体拘束の禁止（契約書第8条第5項）

サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

- (1) やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について生活支援員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (4) 生活支援員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施します。

16. 虐待の防止のための措置（契約書第8条6項）

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 担当職員に対し、虐待防止のための研修を定期的開催します。
- (4) 前第1号から第4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
- (5) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

○虐待防止に関する責任者

氏名 石部 英宣 [職名] 施設長

- (6) 成年後見制度の利用を支援します。
- (7) 苦情解決体制を整備しています。
- (8) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (9) 利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに虐待を受けている恐れがあった場合にはただちに防止策を講じ市区町村へ報告します。

17. ハラスメント防止のための措置（契約書第16条）

事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

18. 業務継続計画の策定等（契約書第17条）

- 1 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

19. 感染症の予防及びまん延防止のための措置（契約書第8条第7項）

事業所は、感染症の予防及びまん延防止の為、次の措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を年4回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

20. 合意裁判管轄について（契約書第23条参照）

サービスの利用により生ずる権利義務に関する訴訟については、社会福祉法人南東北福祉事業団の住所を管轄する福島地方裁判所郡山支部とさせていただきます。

※この重要事項説明書は社会福祉法第76条及び第77条に基づく、厚生労働省令第171,172号（平成18年9月29日）の規定により、利用申込者又は身元引受人及び連帯保証人等への重要事項説明のために作成したものです。